

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月20日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第9号

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、<u>企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が施行することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第15（第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 設計 審査手数料</td> <td>口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料</td> <td>口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）</td> <td>6,750円</td> </tr> <tr> <td>口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td>4 工事 検査手数料</td> <td>口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料</td> <td>口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）</td> <td>6,750円</td> </tr> <tr> <td>口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第16（第35条関係） 竹原市水道事業における手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	金額	(略)	(略)	(略)	3 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円	料	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円	4 工事 検査手数料	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円	料	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円	種類	種別	金額				<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、<u>企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第15（第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第16（第35条関係） 竹原市水道事業における手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計</td> <td>口径25ミリメートル以下の</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	金額	(略)	(略)	(略)	種類	種別	金額	1 設計	口径25ミリメートル以下の	600円
種類	種別	金額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
3 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円																																									
料	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円																																									
	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円																																									
	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円																																									
4 工事 検査手数料	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円																																									
料	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円																																									
	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円																																									
種類	種別	金額																																									
種類	種別	金額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
種類	種別	金額																																									
1 設計	口径25ミリメートル以下の	600円																																									

1	メーター試験手数料	(略)
		(略)

備考 (略)

別表第17 (第35条関係)
三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1	水道使用承認手数料	(略)
2	道路占用許可申請確認手数料	(略)
3	給水装置図面等の写しの交付手数料	(略)
		(略)
4	証明書発行手数料	(略)

別表第18 (第35条関係)
府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額

審査手数料	もの (1件につき)	
	口径50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの (1件につき)	2,500円
2	工事検査手数料	
	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	600円
	口径50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの (1件につき)	2,500円
3	メーター試験手数料	(略)
		(略)

備考 (略)

別表第17 (第35条関係)
三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1	設計審査手数料	
	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの (1件につき)	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの (1件につき)	9,000円
2	工事検査手数料	
	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの (1件につき)	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの (1件につき)	9,000円
3	水道使用承認手数料	(略)
4	道路占用許可申請確認手数料	(略)
5	給水装置図面等の写しの交付手数料	(略)
		(略)
6	証明書発行手数料	(略)

別表第18 (第35条関係)
府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1	設計審査手数料	
	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,000円

1 再開 栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第19 (第35条関係)
三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 図面 等写しの 交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第20 (第35条関係)
庄原市水道事業における手数料

削除

料	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径50ミリメートルを超え るもの (1件につき)	3,000円
2 工事 検査手数 料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	2,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径50ミリメートルを超え るもの (1件につき)	6,000円
3 再開 栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第19 (第35条関係)
三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの (1件につき)	4,000円
2 工事 検査手数 料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの (1件につき)	5,000円
3 図面 等写しの 交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第20 (第35条関係)
庄原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,500円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,500円
	口径75ミリメートル以上の	4,500円

別表第21（第35条関係）
東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 道路 占用許可 申請確認 手数料	(略)	(略)
2 証明 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第22（第35条関係）
廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
(略)	(略)	(略)

	もの（1件につき）	
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	1,000円
料	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートル以上の もの（1件につき）	3,500円

別表第21（第35条関係）
東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	500円
料	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	1,000円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの（1件につき）	2,900円
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	800円
料	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	1,600円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,400円
	口径75ミリメートルを超え るもの（1件につき）	3,200円
3 道路 占用許可 申請確認 手数料	(略)	(略)
4 証明 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第22（第35条関係）
廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
(略)	(略)	(略)
2 設計 審査手数料	口径13ミリメートルのもの （1件につき）	1,500円
料	口径20ミリメートル及び25 ミリメートルのもの（1件 につき）	2,500円
	口径40ミリメートルのもの （1件につき）	4,000円
	口径50ミリメートル及び75 ミリメートルのもの（1件	6,300円

2 消防 演習の立 会	(略)	(略)
	(略)	(略)
3 証明 手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第23 (第35条関係)
安芸高田市水道事業における手数料
削除

別表第24 (第35条関係)
江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額

	につき)	
	口径100ミリメートル以上の もの (1件につき)	11,300 円
3 工事 検査手数 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,800円
	口径20ミリメートル及び25 ミリメートルのもの (1件 につき)	2,800円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	5,100円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	8,000円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	8,500円
	口径100ミリメートル以上の もの (1件につき)	13,400 円
4 消防 演習の立 会	(略)	(略)
	(略)	(略)
5 証明 手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第23 (第35条関係)
安芸高田市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	1件につき	1,000円
2 工事 検査手数 料	1件につき	1,000円

別表第24 (第35条関係)
江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	新設工事 (移設工事、口径 変更改造工事を含む。) (1件につき)	5,600円
	増設、改造工事 (1件につ き)	2,800円
2 工事 検査手数 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,700円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	1,700円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,300円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	7,800円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	10,000 円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	13,000 円

別表第26 (第35条関係)
北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 消防演習の立会	(略)	(略)
2 各種証明手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第27 (第35条関係)
大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額

	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	4,500円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	8,750円

備考 口径75ミリメートルを超えるものの、設計審査手数料及び工事検査手数料は、その都度企業長が定める。

別表第26 (第35条関係)
北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,500円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	2,000円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,000円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	4,000円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	10,000円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	20,000円
	口径100ミリメートル以上のもの (1件につき)	30,000円
2 工事 検査手数料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,800円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	2,800円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,800円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	4,800円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	11,000円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	21,000円
	口径100ミリメートル以上のもの (1件につき)	31,000円
3 消防演習の立会	(略)	(略)
4 各種証明手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第27 (第35条関係)
大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料 及び工 事検査手	口径13ミリメートル及び20 ミリメートルのもの (1件 につき)	3,142円
	口径25ミリメートル及び30	5,238円

1 各種証明手数料	(略)	(略)
2 再開栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第28 (第35条関係)
世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 各種証明手数料	(略)	(略)

別表第29 (第35条関係)
神石高原町簡易水道事業における手数料
削除

数料 (新設又は全面改良工事)	ミリメートルのもの (1件につき)	
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの (1件につき)	8,380円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	10,476円
2 設計審査手数料及び工事検査手数料 (その他の工事)	口径13ミリメートル及び20ミリメートルのもの (1件につき)	1,571円
	口径25ミリメートル及び30ミリメートルのもの (1件につき)	2,619円
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの (1件につき)	4,191円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	5,238円
3 各種証明手数料	(略)	(略)
4 再開栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第28 (第35条関係)
世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 工事検査手数料	1件につき	1,100円
2 各種証明手数料	(略)	(略)

別表第29 (第35条関係)
神石高原町簡易水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	1件につき	2,500円
2 材料検査手数料	1件につき	2,500円
3 工事検査手数料	1件につき	2,500円
4 構造及び材質の適合確認手数料	1回につき	2,500円
5 メーター撤去手数料	1件につき	3,000円

	<p>備考</p> <p><u>1 構造及び材質の適合確認手数料は、第40条第2項ただし書の確認をするときに適用する。</u></p> <p><u>2 メーター撤去手数料は、第22条第1項第1号の規定により、メーターを撤去するときに適用する。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は公布の日から施行する。